

平成 23 年 6 月 14 日

避難所 新潟西総合スポーツセンター内
福島第一原発事故被害者の会
代表 渡辺 光明 様

東京電力株式会社
柏崎補償相談センター
所長 吉田 明雄

平成 23 年 5 月 30 日にいただいたご要請に対する回答について

弊社の福島第一原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて、心より深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、早期の被害者救済を目指し、原子力損害賠償制度に基づき、今後策定される指針等も踏まえながら、また国のご支援・ご協力も賜りながら補償を進めてまいりたいと考えております。

現在、新潟県内に避難されている皆さまへの補償につきましては、柏崎補償相談センターを中心に直接お伺いし、お詫びと補償手続きのご説明をさせていただいているところでございます。

そのような中で、平成 23 年 5 月 30 日に「新潟西総合スポーツセンター内福島第一原発事故被害者の会」様からいただきましたご要請につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

1. 東京電力清水社長の正式な謝罪と被災者に対する補償について文書で具体的な誠意ある回答を求める。

→弊社の福島第一原子力発電所の事故により、避難を余儀なくされている皆さまに対しまして、大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、重ねて、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、現在も継続して事故の拡大防止と事態の早期収束に全力を注いでおります。社長自ら、できるだけ多くの箇所を訪問し、直接お詫び申し上げることを考えておりますところ、福島原子力被災者支援対策本部長として被災者の方々の生活支援・補償業務に取り組む一方、原子力緊急時対策本部長として原子力事故の拡大防止・収束の指揮を執る立場にあり、本店において全精力を傾注しておりますことをご理解いただきたいと存じます。

また補償につきましては、原子力損害賠償制度に基づき、誠意を持って対応させて

いただきます。

2. 避難準備区域で自宅に戻る場合の建物、敷地、物品等の放射線量を測定し高線量の場合除染作業後再測定し安全である旨の証明書を発行すること。

→「緊急時避難準備区域」は、政府の原子力被災者生活支援チームの発表によりますと、常に緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性があり、引き続き自主避難することが求められる地域ですが、現在、同区域内の屋内退避指示は解除されており、住民の方は通常の生活をしていただいても、健康への問題はない、とされております。

3. 入梅前に屋根の修理を早急を実施すること。(各避難者住宅)

→弊社は現在も継続して災害の拡大防止と事態の早期収束に全力を注いでおります。警戒区域内への立ち入り(作業)につきましては、公益目的の一時立ち入り以外に認められておらず、この許可は当該市町村長が現地原子力災害対策本部長と調整のうえ、当該市町村長が許可を出すことになるかと聞いております。このため、作業にかかるご要望につきましては、各市町村にご連絡をお願いしたいと存じます。

なお、当社といたしましては、作業される方々の放射線管理等についてご協力させていただきたく所存でございます。

4. 各区域内住民の内部被曝調査を早急を実施すること。

→避難された住民の方々の内部被曝につきましては、被曝に対する住民の皆さまの健康不安を取り除くため、国や自治体が、皆様のスクリーニング及び除染を確実に行うとともに、住民の健康管理が適切になされるよう、健康相談ホットラインの開設、専門家の巡回等による健康相談や心のケアを行なっていると伺っております。

また、住民の皆さまが受けた放射線量の長期的な評価につきましても、(独)放射線医学総合研究所が行政など関係機関との協力の下、取り組んで行くことと伺っております。

5. 収穫時期にある(じゃがいも、にんにく、玉ネギ等)の放射線を測定し、出荷できるか、食べられるか判別し証明書を発行してもらいたい。

→農産物の出荷制限等につきましては、各自治体、または各種団体の測定結果に基づき、政府ならびに都道府県にて判断しておられます。

6. 風評被害、精神的肉体的苦痛をどう捕らえているか。将来に渡る生活補償を含め回答願いたい。

→風評被害に関しましては、すでに指針が示されているところもございますので、今後、諸状況等も踏まえつつ、原子力損害賠償制度に基づき、国のご支援・ご協力も賜りながら対応してまいりたいと存じます。

また、避難や屋内退避による精神的なご損害に関しましても、原子力損害賠償制度に基づき、今後策定される指針等も踏まえながら、また国のご支援等もいただきつつ、誠意をもって対応してまいりたいと存じます。

7. 東京電力の受付窓口、担当責任者の明示、損害賠償手続き、申請書類、連絡先の明示。

→原子力損害の補償全般に関するご相談については、以下の専用窓口がございますので、そちらにご相談くださいますよう、お願いいたします。

コールセンターでは、皆さまから承ったご相談やお申し出を踏まえ、内容に応じて各相談センターから相談員を派遣する訪問相談等を実施いたします。

なお、こちらの避難所には、伺った者の氏名を担当窓口として掲示させていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

■福島原子力補償相談室(コールセンター)■

電話番号:0120-926-404

受付:9:00~21:00

8. 工程表によれば年内で事故収束の見通しが立った場合、警戒区域等が解除になるのはいつ頃になると予想しているのか。

→避難解除につきましては、政府の判断となるため、弊社が具体的な時期について申しあげる立場にございません。

弊社といたしましては、避難されている方々のご帰宅の早期実現に向け、政府に判断や見通しを立てていただけるような客観的な事実をお示しするとともに、既に公表しております収束の道筋(ステップ1、ステップ2)の目標達成に向けて、全力で取り組んでまいります。

9. 福島県内と県外の避難者で民間借上住宅家賃補助、日赤からの家電6点セット(現物支給)で取扱いに差があるが、同じ被害者で遠方に来ており特にその取扱いは公平にしてもらいたい。

→「民間借上住宅家賃補助」の取り扱いにつきましては各自治体様が、そして「家電6点セット」の取り扱いにつきましては日本赤十字社様が、それぞれ判断されておられますので、弊社といたしましては、ご回答申しあげる立場にございません。

10. 一世帯、単身者の一時補償金について支払っているが、世帯の中で就労している成人者についてどういう補償で考えているのか。

→弊社原子力発電所の事故に起因するご損害を被られた皆さまには、原子力損害賠償制度に基づき、今後策定される指針等も踏まえながら、また国のご支援等もいただきつつ、誠意をもって対応してまいりたいと存じます。

11. 第一原発港湾内の高濃度汚染海水の最終処理はどうするつもりか。

→放射線レベルの高い汚染水の対策につきましては、海への流出を水ガラス等の活用により止水するとともに、放射性物質吸着剤(ゼオライト)による放射性物質の低減や、シルトフェンス等による流出・拡大防止策を実施しております。

その後の対応としましては、海水循環型浄化装置(放射性物質を含んだ海水を放射性物質吸着剤に通し、再度海に戻す装置)を設置し、更なる放射性物質の低減を図っております。

12. 要介護の高齢者の病人を動かし環境も変わり、食事も介護も思うように出来ず避難先で亡くなった責任、補償をどうとらえているのか。

→お亡くなりになられた方に対しまして、心よりお悔やみ申し上げます。

避難指示等による移動等で健康状態が悪化されるなどされた皆さまには、原子力損害賠償制度に基づきすでに示されている指針に沿って、今後、諸状況等も踏まえつつ、国のご支援・ご協力も賜りながら対応してまいりたいと存じます。

13. 30km 圏内の各家庭に放射能測定器を配ってほしい。

→弊社では、事故の拡大防止と事態の早期収束に全力を傾けており、測定器につきましてはその作業のなかで使用していることから、誠に申し訳ございませんが、現在、個別の貸し出し等は行っておりません。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

14. いつも重要な情報が後手、後手に廻り、顔色を伺いながら小出しにしているもので他の重要なかくし事がないか非常に疑念がある。(組織ぐるみの隠ぺい体質は旧態依然として変わっておらず信用できない。今般の補償問題も非常に心配である。)

→弊社といたしましては、事故の拡大防止と事態の早期収束を最優先に作業を実施しております。そのような中で情報提供が遅いとのこと指摘については、真摯に受け止

め、今後とも出来る限り速やかな情報公開に努めてまいります。

また、補償につきましては、原子力損害賠償制度に基づき、今後策定される指針等も踏まえながら、また国のご支援等もいただきつつ、誠意をもって対応してまいりたいと存じます。

15. 20km 圏内の土地、家屋所有者で東京電力で買い取ってもらいたい希望者に対しどう
いう考えがあるか回答願いたい。

→弊社原子力発電所の事故に起因するご損害を被られた皆さまには、原子力損害賠償制度に基づき、今後策定される指針等も踏まえながら、また国のご支援等もいただきつつ、誠意をもって対応してまいりたいと存じます。

16. 住宅ローンをかかえ、避難生活、失業した人の将来の手立てをどう考えているか。

→避難指示等によりご勤務先の廃業や解雇等により賃金の支払いを受けられていない方
に対しましては、原子力損害賠償制度に基づきすでに示されている指針に沿って、
今後、諸状況等も踏まえつつ、国のご支援等もいただきながら対応してまいりたいと存
じます。

17. 毎日の放射線汚染マップを新聞、ネット等で公表明示してもらいたい。(30キロ圏内の
「SPEEDI」による放射能拡散予測マップ)

→SPEEDI による単位量放出を仮定した予測計算結果については、文部科学省ウェブ
サイトにおいて公表されておりますので、ご参照ください。

この他に、福島県では毎日県内各地の環境放射能の測定結果を公表しております
ので、こちらをあわせてご参照下さい。

【文部科学省】

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305747.htm

【福島県】

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&N_EXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23853

18. 東京電力清水社長は原発推進が国策であることを盾に損害賠償の取組みに積極的
対応がなく、経営トップとして、又、第一の加害者としての認識が薄く、腰を引いている
様子はなさない態度である。

役員報酬、退職金の返上はもちろん社員のリストラ、給与の削減、企業年金の削減、
資産の売却等、政府から言われるまでもなく東電の最高責任者として、もっと踏み込んだ
提言をすべきである。

特に清水社長、勝俣会長初め、東電役員はその責任を明らかにするとともにその蓄財(清水社長の年俸は 7,200 万もらっている)に一部でも被災者に廻すことは、大人の社会人として常識と思われるがその気持ちと意見を回答願いたい。

→社長の清水を含む代表取締役は、報酬を全額返上いたしました。また、その他役員・社員も、弊社のおかれている厳しい情勢等に鑑み、報酬・給与を減額しております。今後も、会社全体の経営合理化を進め、徹底した費用削減を進めてまいります。

また、弊社は皆さまの補償につきまして、原子力損害賠償制度に基づき、今後策定される方針等も踏まえながら、また国のご支援等もいただきつつ、誠意をもって対応してまいりたいと存じます。

以上